

## 地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称  
豊かな恵みの農業再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
茨城県猿島郡境町
- 3 地域再生計画の区域  
茨城県猿島郡境町の全域

### 4 地域再生計画の目標

境町は関東平野のほぼ中央、首都50km圏内にあり、茨城県の西南部、県都水戸市まで約70kmに位置し、人口26,929人(平成17年4月1日現在)、面積46.58km<sup>2</sup>で、町の西南部を利根川が流れ、その利根川をはさんで千葉県に面している。

本町の農業は、集落周辺の畑地帯と長井戸沼土地改良区の低湿地帯を基盤として、野菜・米が生産されている。長井戸沼土地改良区は、県営ほ場整備事業、県営かんがい排水事業及び県営水質保全対策事業等により、優良な水田地帯となり、本町の主要農産物である米の生産拠点となっている。

しかしながら、近年、生活環境の改善により、家庭雑排水が道路側溝を経て農業用排水路に流れ込むため、この汚染水が農業用用水として反復利用され農業生産被害が生じている。また品質低下による市場価格の低落が懸念され、農業生産者にとって深刻な問題となっている。更に、道路側溝内に滞留した汚濁水は悪臭を放つとともに、ハエや蚊の発生源となり、公衆衛生面においても問題を生じている。

このような状況の中、生活排水を処理するために、平成2年から町の中心部で流域関連公共下水道事業を、平成4年からは周辺農村地域で農業集落排水事業を、平成6年からは合併浄化槽の個人型設置事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は58.4%までに達したものの依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設を一層促進し公共用水域の水質改善を図るとともに、快適な生活環境を実現し活力ある地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を58.4%から67%に向上)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

農業用用水及び公共用水域の水質改善を図るため、平成2年に3町（境町、三和町、猿島町）1処理の「利根左岸さしま流域下水道」関連事業として市外化区域を中心に事業認可を受け公共下水道事業に着手し、平成14年8月5日付けで既認可区域に隣接した長田地区を含む市街化調整区域194.0haの追加認可を受け現在下水管渠の整備を進めている。

農業集落排水事業については、平成4年度から事業着手し既に2地区が整備され、現在、静地区を一体的に整備するため平成11年3月19日付けで境第3地区及び平成13年4月6日付けで境第4地区の事業採択を受け、処理施設2カ所を整備するほか管路施設の整備を進めている。

浄化槽については、個人設置型浄化槽の整備を公共下水道、農業集落排水事業の区域を除く地区で進める。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

【事業主体】

- ・境町

【施設の種類】

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 境町長田地区
- ・農業集落排水施設 境町静地区
- ・浄化槽（個人設置型） 境町全域（公共下水道・農業集落配水事業の区域を除く）

【事業期間】

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・農業集落排水施設 平成17年度～21年度
- ・合併浄化槽設置 平成19年度～21年度

【整備量】

- ・公共下水道  $\phi 100\sim 250$  6,959m  
(うち、単独 1,269m)  
(うち、国費 5,690m)
- ・農業集落排水施設  $\phi 100\sim 250$  9,615m  
(うち、単独 1,147m)  
(うち、国費 8,468m)

処理場 2カ所

- ・浄化槽（個人設置型） 30基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道長田地区で710人、農業集落排水施設 静地区で3,760人、  
浄化槽（個人設置型）213人。

[事業費]

・公共下水道	647,000千円
(うち、単独)	123,000千円)
(うち、国費)	262,000千円)
・農業集落排水施設	2,351,340千円
(うち、単独)	196,000千円)
(うち、国費)	1,077,670千円)
・浄化槽（個人設置型）	10,467千円
(うち、国費)	3,489千円)
・合計	3,008,807千円
(うち、単独)	319,000千円)
(うち、国費)	1,343,159千円)

### 5-3 その他の事業

該当なし。

## 6 計画期間

平成17年度～21年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

また、農業集落排水施設については、仮称「静地区処理施設利用者組合」を組織し、達成状況の評価、改善事項の検討を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「利根川流域別下水道整備総合計画」と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。